

第1章 総則

第1条 この会は新潟県中学校教育研究会とい
い、事務局を新潟県中学校長会事務局内に
置く。

第2条 この会は本県中学校教育の研究活動を
推進し、その振興発展を図ることを目的と
する。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次
の事業を行う。

- 1 中学校教育の振興改善に関する研究
調査
- 2 研究会、講演会、講習会等の開催
- 3 研究成果、調査資料等の刊行
- 4 その他この会の目的達成に必要な事
項

第2章 組織

第4条 この会は本県中学校の教職員を会員と
して構成する各郡市中学校教育研究会を
単位として組織する。

第5条 この会に次の部会をおく。

国語部会 社会部会 数学部会
理科部会 音楽部会 美術部会
保健体育部会 技術・家庭部会
英語部会 道徳部会 特別活動部会
生徒指導部会 進路指導部会
総合的な学習の時間部会 学校保健部会

第3章 機関

第6条 この会に次の機関をおく。

1 評議員会 2 理事会 3 部長会

第7条 評議員会は各郡市中学校教育研究会会
長及び各部会全県部長（以下、全県部長）
をもって構成する審議機関で、次の事項を
議決する。

- 1 会則、細則等の制定及び改正
- 2 事業計画
- 3 予算及び決算
- 4 役員を選出
- 5 部会の改廃

第8条 理事会は各郡市中学校教育研究会会
長から4名、全県部長から3名及び事務局長
をもって構成する執行機関で、緊急事項の
処理を行う。

- 1 会務の執行及び推進
- 2 緊急事項の処理

第9条 部長会は全県部長をもって構成する連
絡機関で、部会相互の連携を図る。

部長会は評議員会に合わせて開催するこ
とができる。

第10条 会議は会長が招集する。

第4章 役員

第11条 この会に次の役員をおく。ただし、選
出等については別に定める。

会長 1名 副会長 2名
理事長 1名 理事 7名
評議員 各郡市中学校教育研究会会長、
* 全県部長
監査委員 3名 事務局長 1名
幹事 若干名

第12条 役員は次の任務を行う。

会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故がある
ときはその任務を代行する。

理事長は会長の命を受け、事務を統括し
会務を執行する。

監査委員は会計を監査する。

事務局長及び幹事は会長が委嘱し、本会
の事務を分掌する。

第13条 役員任期は1か年とし、次期改選ま
での任務を行う。ただし、重任は妨げない。

第5章 会計

第14条 この会の経費は、会費その他の収入をも
って充てる。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に
始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第16条 この会の運営に必要な細則は別に定め
る。

第17条 この会の会則は昭和38年4月1日か
ら施行する。

昭和43年6月17日会則一部改正

昭和47年6月15日会則一部改正

昭和57年10月12日会則一部改正

昭和59年2月22日会則一部改正

昭和62年2月27日会則一部改正

平成7年2月24日会則一部改正

平成9年2月25日会則一部改正

平成13年2月23日会則一部改正

平成17年2月27日会則一部改正

平成18年2月17日会則一部改正

平成19年2月16日会則一部改正

平成28年5月23日会則一部改正

新潟県中学校教育研究会 運営規則

第1条 (細則の主旨) この細則は新潟県中学校教育研究会会則第16条により地区及び部会の組織など運営に関する事項を定めることを目的とする。

5.2.2 新潟県中学校教育研究会 運営規則

第1条 (細則の主旨) この細則は新潟県中学校教育研究会会則第16条により地区及び部会の組織など運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 (会長・副会長) この会の会長・副会長は新潟県中学校長会の会長・副会長が兼務する。

第3条 (理事長の選任) 理事長は会長が委嘱し、本会の理事を兼ねる。

第4条 (監査委員の選任) 監査委員は、校長・教頭・教諭の各1名を理事会で選出し、評議員会で承認を得る。

第5条 (地区の組織) この会は本会の活動を推進するため各郡市中学校教育研究会を上越・中越・新潟・下越の4地区に分割する。

第6条 (地区会長・副会長) この会は前条の各地区に地区会長1名、地区副会長1名をおく。地区会長・同副会長は地区内の各郡市中学校教育研究会会長の互選によって定め、地区会長は本会の理事となる。ただし、県会長・副会長は除く。

地区会長は地区内の各郡市中学校教育研究会相互間の連絡調整及び活動の推進を図る。地区副会長は地区会長を補佐し会長に事故があるときはその任務を代行する。

第7条 (部会組織) 各郡市中学校教育研究会は会則第5条の各部会を設置する。各郡市部会は県の部会の単位として相互の連絡を図る。

第8条 (部会役員) この会の各部会に次の役員をおく。
全県部長 1名、副部長 4名

第9条 (部長・副部長) 各部会の全県部長はその部会を代表し、部会活動を総理する。副部長は全県部長を補佐し、部長に事故があるときはその任務を代理する。

全県部長は、各教科・領域の高い専門性をもつ校長等を理事会で選出し、会長が委嘱する。

また、全県部長から3名(教科2名、領域1名)の理事を理事会で選出する。

全県部長は、必要に応じて地区別に郡市部長を招集し、研修推進及び連絡調整に当たる。

副部長は、郡市中学校教育研究会の部長の中から会長が委嘱する。

第10条 (部長会) 部長会は各部会の研究推進内容の検討と部会相互の連絡調整を図る。

第11条 (会計監査) 会計の監査は年度末に行う。

第12条 (附則) この運営規則は昭和42年7月21日から施行する。

昭和43年6月17日細則一部改正

昭和57年10月12日細則一部改正

昭和62年2月27日細則一部改正

平成7年2月24日細則一部改正

平成13年2月23日細則一部改正

平成17年2月15日細則一部改正

平成17年5月27日細則一部改正

平成28年5月23日細則一部改正

令和3年4月28日細則一部改正

共催及び後援に関する規程

第1条 目的

この規程は新潟県中学校教育研究会（以下「県中教研」という）が、県中教研以外のものの行う教育関係事業（以下「事業」という）を共同主催し、及び後援することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 共催・後援の定義

- 1 共催 事業の企画又は運営に参画し共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- 2 後援 事業の主旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

第3条 承認の基準

事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる承認基準により、当該事業の共催又は後援の承認を行うものとする。

1 主催者についての承認基準

次に掲げるものの一に該当する主催者とする。

- (1) 国もしくは新潟県又はこれらの行政機関
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (4) その他県中教研が適当と認めるもの

2 事業内容についての承認基準

次に掲げるもののすべてに該当する事業内容とする。

- (1) 中学校教育の振興に寄与するもので、営利を目的としない事業であること。また、宗教及び政党の活動と認められるものは除く。
- (2) 事業規模が原則として、全県にわたるものであること。
- (3) 県中教研の方針及び施策に反しないものであること。

第4条 承認の手続

- 1 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は別記1号様式によるものとして事業実施30日前までに提出させるものとする。
- 2 前記の申請を受理した時は、承認するかどうか決めて事業の主催者に通知するものとする。
- 3 事業の主催者に対する回答は別記2号様式によるものとする。

第5条 報告

後援した事業について、県中教研の運営上必要があると認められるときは、事業の主催者に対し、別記第3号様式による報告書の提出を求めるものとする。

第6条 経費

経費の負担は原則として行わないものとする。

第7条 承認の取り消し

主催者が当該事業の実施にあたり申請内容と異なった場合は承認を取消することができる。

附 則

- 1 この規定の改廃については、評議員会において審議決定する。
- 2 この規程は昭和57年10月12日から施行する。

役員表彰に関する内規

- 1 本会は、次の役員が退任した場合に、感謝状を贈呈し謝意を表する。

ア 会長・副会長

ただし、副会長が会長に就任した場合、会長退任時に贈呈する。

イ 理事長・理事

ウ 監査委員

エ 事務局長

- 2 本内規によりがたい場合は、理事会において協議する。

- 3 本内規は平成13年3月31日から適用する。

付記 平成 2年 2月23日 決定
平成 7年 2月24日 改正
平成13年 2月23日 改正
令和 3年 4月28日 一部改正